

令和6年度亀岡市地域密着型サービス運営委員会及び亀岡市地域包括支援
センター運営協議会 会議録（概要版）
（第2回会議）

1. 日時

令和7年2月12日（水） 13:30～15:00

2. 方法

対面会議

3. 会議次第

- 1 開 会
- 2 報告事項
 - (1) 亀岡市地域密着型サービス運営委員会
 - ア 令和6年度亀岡市地域密着型サービス事業者の指定・指導について
 - (2) 亀岡市地域包括支援センター運営協議会
 - ア 令和6年度指定介護予防支援委託状況について
 - イ 亀岡市地域包括支援センター上半期活動報告について
- 3 協議事項
 - (1) 亀岡市地域包括支援センター運営協議会
 - ア 第10期地域包括支援センターのあり方について
 - イ 亀岡市地域包括支援センター運営方針（案）について
（第9期 令和7年度版）
- 4 その他
- 5 閉 会

4. 配布資料

- ・資料1 令和6年度亀岡市地域密着型サービス事業者の指定・指導について
- ・資料2 令和6年度指定介護予防支援委託状況について
- ・資料3 亀岡市地域包括支援センター上半期活動報告について
- ・資料4 第10期地域包括支援センターのあり方について
- ・資料5 亀岡市高齢者（65歳以上）圏域別人口統計
- ・資料6 亀岡市地域包括支援センター運営方針（第9期 令和7年度版）
- ・当日資料 共生のまちづくりNEWS

5. 出席者（敬称略）

< 委員 >

構成区分	団体名他	氏名（敬称略）
①学識経験者	佛教大学 教授	おかざき ゆうじ 岡崎 祐司
②保健、医療及び福祉関係者	亀岡市医師会	うえき たかのり 植木 孝宜
②保健、医療及び福祉関係者	亀岡市薬剤師会	こくふ ちかよ 国府 千香代
②保健、医療及び福祉関係者	亀岡市歯科医師会 副会長	にしだ ゆきひろ 西田 幸弘
②保健、医療及び福祉関係者	京都府南丹保健所 企画調整課長	しょうだ あきひこ 庄田 昭彦
②保健、医療及び福祉関係者	亀岡市社会福祉協議会 事務局長	いとうえ きちこ 井上 幸子
③介護保険サービス事業者及び居宅介護支援事業者	亀岡市ケアマネジャー連絡会 会長	くまがい まき 熊谷 真喜
③介護保険サービス事業者及び居宅介護支援事業者	亀岡市ヘルパー部会 会長	はら さだゆき 原 貞之
④介護保険の被保険者及び介護保険サービスの利用者	第1号被保険者	たけがみ あつこ 竹上 淳子
④介護保険の被保険者及び介護保険サービスの利用者	第1号被保険者	かわかみ まちこ 川上 真知子
⑤その他本会で必要と認められる者	リーガルサポート京都支部	やぎ なおき 八木 尚希
⑤その他本会で必要と認められる者	亀岡市老人クラブ連合会 副会長	いなり りょういち 稲荷 良一
⑤その他本会で必要と認められる者	亀岡市民生委員児童委員協議会 副会長	もりなが まさゆき 森永 正幸
⑤その他本会で必要と認められる者	特定非営利活動法人 NPO 亀岡人権交流センター 事務局長	ともなが まや 友永 まや

※欠席委員 亀岡市社会福祉協議会 事務局長 井上 幸子

< 事務局 >

・ 亀岡市 健康福祉部 亀井部長

健康福祉部高齢福祉課 鈴木課長・藤谷副課長・林・木村

<地域包括支援センター>

- ・ 亀岡地域包括支援センター 山脇
- ・ 南部地域包括支援センター 西村
- ・ 中部地域包括支援センター 中村
- ・ 西部地域包括支援センター 内藤
- ・ 川東地域包括支援センター 木内
- ・ 篠地域包括支援センター 秦
- ・ つつじヶ丘地域包括支援センター 岡本

6. 主な会議内容

【開会】 <事務局>

【開会挨拶】 <岡崎会長>

報告事項

(1) 亀岡市地域密着型サービス運営委員会

ア 令和6年度亀岡市地域密着型サービス事業者の指定・指導について

<事務局 資料説明>・・・資料1

(2) 亀岡市地域包括支援センター運営協議会

ア 令和6年度指定介護予防支援委託状況について

<事務局 資料説明>・・・資料2

イ 亀岡市地域包括支援センター上半期活動報告について

<地域包括支援センターからの上半期活動報告>・・・資料3

【質疑応答】

<委員>

資料3「地域包括支援センター上半期活動報告書（共通）」の中において、中部地域包括支援センターの新規相談件数が多く、相談内容については「虐待」が突出して多いと思います。これについて、どのように捉えているかももう少し詳しく説明をいただきたいです。

<地域包括支援センター>

新規相談件数に関しましては、気軽に相談できる高齢者の総合相談窓口として、周知されてきたことから、増えていると考えています。

虐待件数に関しましては、以前からの相談の継続支援も含めているため、虐待の新規相談件数が増えているということではありません。

<委員>

医院等に、認知症の可能性がある方が受診された際、どこにどの段階で相談すればいいですか。

<地域包括支援センター>

少しでも気になる方がおられましたら、まずは地域包括支援センターへご相談いただければと思います。

その後、必要に応じて行政と相談し、認知症初期の段階から関わりを持つことができる「認知症初期集中支援チーム」と連携することも可能なことから、気軽にご相談いただければと思います。

<委員>

本市における、認知症施策や「認知症初期集中支援チーム」等、どこまで市民の方に周知されているのか教えていただきたいです。

また、地域包括支援センターに向けた、行政内のスーパーバイズ機能や、職員の配置はどのような仕組みになっているのか教えていただきたいです。

<事務局>

今年度から、認知症施策のすべての事業が当課に移管されたこともあり、広報・周知については今後更に力を入れていきたいと思っています。

行政内の職員配置等については、当課2系の専門職を中心に、地域包括支援センターから随時相談を受け、対応方法については検討を進めています。

<委員>

「認知症初期集中支援チーム」等に関して、現場の方がすぐ活用できるようなものが必要になってくると思いますので、今後さらに研究を進めていただければと思います。

また、資料3「地域包括支援センター上半期活動報告書（共通）」にて、つつじヶ丘地域包括支援センターの相談内容の「経済・生活問題」が他の地区に比べると多いことがわかります。地域ごとに課題は様々あり、今後は柔軟に対応できるような新たな後方支援が必要になってくるのではないかと思います。

<会長>

資料3「令和6年度事業計画兼報告書」の中で、篠・つつじヶ丘地域包括支援センターが、断酒会・アルコール依存症の研修等の報告がありますが、そのような研修に取り組みられたきっかけ等がありますか。

<地域包括支援センター>

篠地域包括支援センターにおいては、アルコール依存症等に関する相談がそれほど多いわ

けではありませんが、ある研修を受講した際、アルコール依存症から回復された方の話を聞き、この貴重な話を支援者である私たちが聞くべきではないかと思ったのがきっかけです。

そこで、同じような地域性を持つつじヶ丘地域包括支援センターと一緒に、断酒会の方を呼び研修会を開催しました。

<地域包括支援センター>

直接的なアルコールの相談は少なくとも、アルコールが背景に潜んでいるということはよくあります。認知症の症状の手前にアルコールがあることや、アルコールを飲んでいることでなかなか介護保険サービスに繋がられない等、関連することはたくさんありますので、専門職としてアルコール依存症について理解が深まったというところはすごく強みになったと思います。

<委員>

資料3「地域包括支援センター上半期活動報告書（共通）」の中で亀岡地域包括支援センターの相談者分類別において、本人からの相談が最も多いのですが、亀岡地区は1人暮らしが多いということでしょうか。

<地域包括支援センター>

亀岡地区は、1人暮らしの方が多く1つの地域特性だと思います。

<事務局>

亀岡地域は、単身世帯が多いということが、1つ地域課題としてあがってきていると市も把握しています。単身世帯ということもあり、今後の生活に不安を感じられる方も増えてきていることから、まず地域包括支援センターに相談をして介護認定を受けておこうという方も多いので、本人からの相談が多いことに繋がっていると思います。

協議事項

(1) 亀岡市地域包括支援センター運営協議会

ア 第10期地域包括支援センターのあり方について

<事務局説明>・・・資料4、資料5

<会長>

確認ですが、資料5 0頁亀岡市地域包括支援センターの役割のところですが、成年後見の中核機関としても機能させていくということですね。

<事務局>

そのとおりです。

<委員>

基幹型センターの役割等は、成功して実施している市町村が既にあると思いますので、その事例やメリットデメリットを把握し再度協議する必要があるのではないかと思います。

その上で、現状の地域包括支援センターの設置場所についてですが、少しでも住民に近いところで、包括的な支援ができるような体制を考えていく必要があるかと思っています。

<会長>

基幹型センターの役割（資料49項、50項）についてイメージはわかりましたが、市だけで進むような事案ではないと思うので、本協議会での後押しが必要となりますので、今後詳細については協議を進めていければと思います。

また資料49項に、基幹型センターとして「住民の直接支援は行わない」とありますが、後方支援として、困難事例への支援や地域づくりといった総合的な役割を担うことから、この文言は取り除いてよいかと思います。加えて、「基幹型センターの役割のイメージ」図は、「重層的支援体制整備事業」や社会福祉協議会が進める「生活支援体制整備事業」との関連性については、もう少し明確にしながら、総合的に展開していくのだということがわかるようになれば良いと思います。

<会長>

SCとは、「生活支援コーディネーター」のことですか。全国的にSCと略されているのですか。

<事務局>

生活支援コーディネーターのことであり、全国的にSCと略されています。

イ 亀岡市地域包括支援センター運営方針について（第9期 令和7年度版）

<事務局説明>・・・資料6

<会長>

ありがとうございました。では、事務局にお返しします。

<事務局>

本日は長時間にわたり、ご参加いただきましてありがとうございました。